

鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施についての一部改正について

〔 19生産第9426号 〕  
〔 平成20年3月31日 〕  
〔 農林水産省生産局長 〕

改正 平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月6日

平成26年2月6日

最終改正 平成27年10月1日

鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣被害対策支援事業については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その費用対効果分析の算定方法等について、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

## 鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について

### 第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け生産19第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」という。）第3の4の費用対効果分析の算定方法を定めるものとする。

### 第2 費用対効果分析の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として次式により行うものとする。施設等の整備に伴って既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、妥当投資額から廃用損失額を控除した額を総事業費で除することにより投資効率を算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額} - \text{廃用損失額}}{\text{総事業費}}$$

2 妥当投資額の算定は、次により行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率}}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第4に掲げる効果項目ごとの年効果額を合計して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1+i)^n}{(1+i)^n - 1} \quad i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

この場合において、当該施設の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表に定めるところによる。

#### 【参 考】 還元率一覧表

n	還元率	n	還元率	n	還元率	n	還元率	n	還元率
5	0.2246	16	0.0858	27	0.0612	38	0.0516	49	0.0469
6	0.1908	17	0.0822	28	0.0600	39	0.0511	50	0.0466
7	0.1666	18	0.0790	29	0.0589	40	0.0505	51	0.0463
8	0.1485	19	0.0761	30	0.0578	41	0.0500	52	0.0460
9	0.1345	20	0.0736	31	0.0569	42	0.0495	53	0.0457
10	0.1233	21	0.0713	32	0.0559	43	0.0491	54	0.0455
11	0.1142	22	0.0692	33	0.0551	44	0.0487	55	0.0452
12	0.1066	23	0.0673	34	0.0543	45	0.0483	60	0.0442
13	0.1001	24	0.0656	35	0.0536	46	0.0479	80	0.0418
14	0.0947	25	0.0640	36	0.0529	47	0.0475	90	0.0412
15	0.0899	26	0.0626	37	0.0522	48	0.0472	100	0.0408

- (4) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下経費の総額とする。
- (5) 算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 効果額の算定は、交付金要綱別表1の事業内容の欄の2の整備事業で対象とする施設別単位で行うことを基本とするが、施設等ごとの投資効率を算定してこれを積み上げることにより事業全体の効果額を算定することもできるものとする。

- イ 事業の効果が及ぶ地域において、当該事業以外の事業を実施しようとする場合には、複数の事業により効果が重複して計上されることを避けるため、年総効果額を事業間で按分するものとする。この場合には、年総効果額を事業ごとの事業費の割合に応じて按分する等、地域において適当と考えられる客観的な方法によって算定を行うものとする。

- ウ 算定の基礎となる数値は、農林業センサス、漁業センサス、木材統計等の基幹統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計をいう。）、地方自治体又は農林漁業団体の農林水産物の生産・出荷・価格に関する各種の調査等であって、可能な限り公表されている数値を活用するものとする。

また、算定の基礎となる計画の数値については、交付金要綱別記1第1の1及び農林漁業及び農山漁村に関する各種計画との整合性を図り、適切に設定するものとする。

### 第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算定に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。また、データの出典も併せて記述するものとする。なお、年効果額の算定表の様式については、年効果額の算定に当たって事業実施主体が適当と判断する場合には、当該様式を変更することができるものとする。

#### 1 被害防止効果

##### (1) 効果の内容

被害防止効果とは、次に掲げる効果をいう。

- ア 生産減収被害防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う生産量の減少が防止される効果とする。

- イ 品質低下被害防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う品質低下が防止される効果とする。

- ウ 生育阻害等防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う生育阻害、樹体損傷等の発生が防止される効果とする。

- エ 生産基盤被害防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の生産基盤に対する被害の発生が防止される効果とする。

##### (2) 算定方法

年効果額は、次により算定する年効果額の合算額とする。

- ア 生産減収被害防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害による作物等の生産量の減少に伴う生産額の減少額とする。

- イ 品質低下被害防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害による作物等の品質低下に伴う生産額の減少額とする。

- ウ 生育阻害等防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害による作物等の生育阻害、樹体損傷等の発生に伴う生産額の減少額とする。

- エ 生産基盤被害防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害による生産基盤に対する被害額（被害の修復単価から算定）の合計額とする。

(3) 留意点

被害要因別に防止効果を算定する方法であることから、重複算定とならないよう留意するものとする。

また、被害要因別に分類ができない場合は、代表的な被害要因の欄にまとめて算定するものとする。

(4) 年効果額の算定表の様式

ア 生産減収被害防止効果

作物名	受益面積 ① (ha)	被害面積 率② (%)	被害単収 ③ (t/ha)	平年単収 ④ (t/ha)	現在単価 ⑤ (千円/t)	年効果額 ①×②×(④-③)×⑤ (千円)
計						

イ 品質低下被害防止効果

作物名	平年収獲 量① (t)	被害率 ② (%)	被害単価 ③ (千円/t)	平年単価 ④ (千円/t)		年効果額 ①×②×(④-③) (千円)
計						

ウ 生育阻害等防止効果

作物名	受益面積 ① (ha)	被害面積 率② (%)	平年単収 ③ (t/ha)	被害見込 率④ (%)	現在単価 ⑤ (千円/t)	年効果額 ①×②×③×④×⑤ (千円)
計						

(注) 被害見込率は、生育阻害や樹体損傷等によって将来発生が見込まれる被害率。

エ 生産基盤被害防止効果

生産基 盤名	受益基盤面積 ① (ha)	被害箇所 率② (%)	修復単価 ③ (千円/ha)			年効果額 ①×②×③ (千円)
計						

(注) 修復単価は、当該生産基盤の被害修復のために発生したha当たりの経費。

2 生産維持効果

(1) 効果の内容

生産維持効果とは、次に掲げる効果をいう。

ア 生産維持効果

施設等の整備により、受益地区での農業等の生産が維持又は継続される効果とする。

イ 生産基盤維持保全効果

施設等の整備により、受益地区での農業等の生産基盤が維持又は保全される効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は、次により算定する年効果額の合算額とする。

ア 生産維持効果

施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害による作物等の生産面積の減少に伴う仮想生産額の減少額とする。

イ 生産基盤維持保全効果

施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害による生産基盤面積の自然減少に伴って生ずる仮想減少経費の合計額とする。

(3) 留意点

施設等の整備を行わなかった場合に想定される生産及び生産基盤に係る減少分（受益地区における農業等の生産に係る事業権（生存権）に関する効果）を算定する方法であり、被害防止効果と重複算定とならないよう留意するものとする。

また、効果を区分できない場合は、どちらかの欄にまとめて算定するものとする。

(4) 年効果額の算定表の様式

ア 生産維持効果

作物名	仮想減少面積 ① (ha)	年平均単収 ② (t/ha)	現在単価 ③ (千円/t)	純 益 率 ④ (%)	年効果額 ①×②×③×④(千円)
計					

(注) 仮想減少面積は、当該施設整備を行わなかった場合に想定される作付の減少面積。

イ 生産基盤維持保全効果

生産基盤名	仮想減少基盤面積 ① (ha)	平均単価 ② (千円/ha)	耐用年数 ③ (年)	年効果額 ①×②÷③(千円)
計				

(注) ① 仮想減少基盤面積は、当該施設整備を行わなかった場合に想定される生産基盤の減少面積。

② 平均単価は、生産基盤の維持保全のための管理経費。

3 生産経費等節減効果

(1) 効果の内容

生産経費等節減効果とは、次に掲げる効果をいう。

ア 生産経費節減効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う労働費を除く加重生産経費（補植、耕うん、防除の資材費等）等が削減される効果とする。

イ 生産労働費節減効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う加重生産労働費（補植、耕うん、防除等）等が節減される効果とする。

ウ 被害防止労働費等節減効果

施設等の整備によって、受益地区での農業等の被害防止・復旧に係る労働（人件）費及び鳥獣の捕獲等に係る委託費等が節減される効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は、次により算定する年効果額の合算額とする。

ア 生産経費節減効果

施設等の整備前と整備後における受益地区での鳥獣被害による労働費を除く生産経費の減少額とする。

イ 生産労働費節減効果

施設等の整備前と整備後における受益地区での鳥獣被害による作物等の被害に伴って増加する生産労働（人件）費の減少額とする。

ウ 被害防止労働費等節減効果

施設等の整備前と整備後における受益地区での鳥獣被害に対応する農業等の被害防止・復旧に係る労働（人件）費及び鳥獣の捕獲等に係る委託費等の減少額とする。

(3) 留意点

施設等の整備に伴う鳥獣被害等に伴う農業等の生産、農業等の生産基盤及び被害防止に係る資材費又は労働費等の減少分を算定する方法であり、被害防止効果又は生産維持効果と重複算定とならないよう留意するものとする。

また、効果を区分できない場合は、いずれかの欄にまとめて算定するものとする。

(4) 年効果額の算定表の様式

ア 生産経費節減効果

作物名	受益面積 ① (ha)	被害面積 率② (%)	被害生産経費 ③ (千円/ha)	平年生産経費 ④ (千円/ha)		年効果額 ①×②×(③-④) (千円)
計						

イ 生産労働費節減効果

作物名	受益面積 ① (ha)	被害面積 率② (%)	被害労働時間 ③ (hr/ha)	平年労働時間 ④ (hr/ha)	労賃単価 ⑤ (千円/hr)	年効果額 ①×②×(③-④)×⑤ (千円)
計						

ウ 被害防止労働費等節減効果

施設等 名	施設等労働費 ① (千円)	既存施設等労働費 ② (千円)	施設等委託費 ③ (千円)	既存施設等委託費 ④ (千円)	鳥獣等処理費 ⑤ (千円)	年効果額 (②-①)+(④-③)+⑤(千円)
計						

4 生産力増加効果

(1) 効果内容

施設等の整備により発生する作物の量的増加に関する効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は次により作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減に伴う販売総額の年増減額とする。

(3) 年効果額の算定表の様式

作目	作付面積 (ha)		単収 (kg/10a)		⑤ 事業実施 前生産量 ①*③ (kg)	⑥ 事業実施 後の生産量 ②*④ (kg)	⑦ 増加生産 量 ⑥-⑤ (kg)
	① 現況	② 計画	③ 現況	④ 計画 (見込)			
合 計							

⑧ 事業実 施前平均 販売単価	⑨ 所得率	⑩ 生産経費節減効果 (労働費) との		⑪ 重複労働 時間 (hr)	⑫ 労賃単価 (円/hr)	重複 ⑪*⑫ (千円)	年効果額 ⑦×⑧×⑨-⑩ (千円)
		⑪ 重複労働 時間 (hr)	⑫ 労賃単価 (円/hr)				

--	--	--	--	--	--

5 地域資源加工効果

(1) 効果内容

整備する施設等において、捕獲鳥獣を地域資源として処理加工し、製品として販売される効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は、施設等の整備によってこれまで販売できなかった地域資源を販売することで得られる販売額とする。

(3) 年効果額の算定表の様式

鳥獣名	現 在		計 画		年効果額 (③-④)-(①-②) (千円)
	加工品等販売 額 ① (千円)	原材料費 ② (千円)	加工品等販売 額 ③ (千円)	原材料費等 ④ (千円)	
計					

注：原材料費等とは、原材料費、加工に係る人件費及び施設の維持管理等加工処理に要する経費とする。

6 処理経費削減効果

(1) 効果内容

整備する施設等において処理に係るコストが節減される効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は、施設等の整備を行わなかった場合における焼却処理経費と施設の整備により処理経費コストが削減される効果とする。

(3) 年効果額の算定表の様式

鳥獣名	事業実施前の処理 単価 ① (千円)	事業実施前の輸送 単価 ② (千円)	事業実施 前の処理 量③(頭)	事業実施後の処理 単価 ④ (千円)	事業実施後の輸送 単価 ⑤ (千円)	年効果額 (①+②)×③) - (④+⑤)×③) (千円)
計						

(注) 施設の整備前に焼却処理が行われていない場合は、近傍の焼却処理が可能な処理施設における処理委託単価及び当該施設への輸送単価を用いる。

7 維持管理費等節減効果

(1) 効果の内容

施設等の整備によって、維持管理又は運営に係る経費が節減される効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は、現在の施設等の維持管理費の総額から計画に係る維持管理費又は運営経費の総額を差し引いた額とする。

(3) 年効果額の算定表の様式

施設等名	現在年平均維持 管理費 ① (千円)	計画年平均維持 管理費 ② (千円)	年効果額 ①-② (千円)
合 計			

(注) 施設に係る維持管理費については、施設等の維持管理費に加え、施設・資材整備費を計上

するものとする。

#### 8 その他の効果

当該施設の整備によって生じる、受益地区での1～7に係る効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）が適当と認めた場合には、当該効果に係る年効果額を算定するものとする。

#### 9 留意事項

(1) 年効果額の算定に被害状況を用いる場合には、ほ場単位や農家単位等で被害状況を把握するとともに、現地確認又は農業共済組合等第三者の有するデータに基づく客観的な数値を活用するものとする。

なお、被害状況の把握を農家等からの聞き取りによる場合には、出荷・納入伝票、近隣農家等に係る被害状況、現場写真等の被害状況を示す情報に基づき、当該聞き取り内容の確認を図るものとする。

(2) 年効果額の算定に用いる数値の根拠資料については、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておくものとする。

(3) 事業実施主体及び都道府県は、(1)及び(2)の実施について、別紙又はこれと同様の内容が盛り込まれているものを作成の上、被害状況の把握等について確認するものとする。

### 第4 投資効率等の算定

第3により算定した年効果額は、以下の表に取りまとめるものとする。

#### 1 年総効果額の総括

効果項目	年総効果額(千円)	備考
(1) 被害防止効果		
a 生産減収被害防止効果		
b 品質低下被害防止効果		
c 生育阻害等防止効果		
d 生産基盤被害防止効果		
(2) 生産維持効果		
a 生産維持効果		
b 生産基盤維持保全効果		
(3) 生産経費等節減効果		
a 生産経費節減効果		
b 生産労働費節減効果		
c 被害防止労働費等節減効果		
(4) 生産力増加効果		
(5) 地域資源加工効果		
(6) 処理経費削減効果		
(7) 維持管理費等節減効果		
(8) その他の効果		
計		

(注) 該当しない項目は削除するものとする。



2 総合耐用年数の算定

施設等名	耐用年数 ①	事業費 ② (千円)	年事業費 (減価額) ③=②÷① (千円)
計	—	④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤			

(注) 鳥獣被害防止施設を設置する場合は、資材費(材料費)に、労務費等加えて事業費を算出するものとする。

3 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設がある場合については、当該施設の残存価格を廃用損失額とする。残存価格は、当該施設の簿価を耐用年数で除した価額に残存年数を乗じて求めるものとする。

施設等名	金額 (千円)
計	

4 投資効率の算定

区分	算式	数値
総事業費	①	(千円)
年総効果額	②	(千円/年)
総合耐用年数	③	(年)
還元率	④	
妥当投資額	⑤=②÷④	(千円)
廃用損失額	⑥	(千円)
投資効率	⑦=(⑤-⑥)÷①	

(注) 還元率= $(i \times (1+i)^n) \div ((1+i)^n - 1)$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 $n$ =総合耐用年数

総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(別紙)

## 費用対効果分析 チェックシート

事業主体名： \_\_\_\_\_

① 被害状況の把握方法（該当する欄にレ印又は○印）

確認方法	確認欄
事業実施主体等による現地確認	
農業共済データの活用（入手）	
農協出荷データの活用（入手）	
農家、集落代表者等からの聞き取り	

⇒ ②へ

② 農家、集落代表者等からの聞き取りによる場合  
（該当する欄にレ印又は○印）

他のデータ等の入手による確認	確認欄
農家等の出荷伝票や出荷先の納入伝票等	
近隣農家等に係る現地確認、農業共済データ等	
被害状況を示す現場写真等	
実施隊による被害状況確認	

③ 根拠資料の保存

①及び②に係る関連資料を5年間保存する	はい
---------------------	----

確認日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
確認者氏名： \_\_\_\_\_印

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。